

第 4658 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月30日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 保証人がいる場合の貸倒れ

**Q**：当社は、資金を貸し付けたAが自己破産したことから、連帯保証人であるBに弁済を求めましたが、Bは生活保護と同等の収入しかなく、また資産も差押できない程度の資産しかないため、回収が見込めません。この貸付金を当期に貸倒れとして損金経理することは認められるでしょうか？

**A**：認められるものと思われます。

### 【解説】

税務では、貸倒損失は、法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合に、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができることとしています。

ただし、金銭債権につき担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒損失として計上できないこととされています。

連帯保証などの人的担保は、この担保物に該当することから、連帯保証人から債権の回収ができないと認められる場合に貸倒れ処理が認められることとなります。

お尋ねの場合は、Bが生活保護と同等の収入しかなく、また資産も差押できない程度の資産しかないとのことですから、回収することが難しいものと思われます。

したがって、Bに対して保証債務の履行を求めている場合であっても、回収ができないものとして、貸倒れ処理することが認められることとなるでしょう。

